

○甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例

令和5年3月16日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、地域経済牽引事業の促進を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）において使用する用語の例による。

(課税免除)

第3条 市長は、地域経済牽引事業促進区域内において、同意基本計画の計画期間内に地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意基本計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。

(課税免除の申請等)

第4条 前条の規定による課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、課税免除の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当す

るときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。